## 久留米工業大学学術情報センターネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学学術情報センター情報館規程第4条第1項の規定に基づき久留米工業大学学術情報センターの管理・運用するネットワークシステム(以下「ネットワークシステム」という。)におけるネットワーク及び関連サービスの利用、並びにネットワーク接続に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ネットワークシステムは、久留米工業大学学術情報センター(以下「センター」という。)の 管理・運用するネットワーク、それらに接続されたコンピュータ、情報関連機器及びそれらにおいて 用いられるソフトウェアをいう。

(利用者)

- 第3条 ネットワークシステムを利用する資格のある者は、次の各号の一に該当するものとする。
  - (1) 久留米工業大学(以下「本学」という。) の学生
  - (2) 本学の専任教職員
  - (3) センター長の特に許可した者

(利用申請)

(利用許可)

- 第4条 ネットワークシステムを利用しようとする者は、所定の「利用申請書」をセンター長に提出し、 その承認を受けなければならない。
- 2. 講義等で利用する場合は、教員または学生サービス課が一括して申請することができる。
- 第5条 センター長は、前条において教職員・学生等が提出した申請を適当と認めたとき、利用の許可を与える。
- 2. この利用許可の有効期限は当該年度末までとする。

(利用申請事項の変更)

第6条 利用者は利用申請事項に変更があったときは、遅滞なく届け出なければならない。

(利用の責任)

第7条 ネットワークシステムの利用を認められた者は、それぞれ利用に対して責任を負う。

(利用の取消、停止)

第8条 利用者が、ネットワークシステムの運営に支障を与える行為をしたとき、センター長はネット ワークシステムの利用許可を取消、停止等の処分をすることができる。

(ネットワークへの機器接続)

- 第9条 センターの管理・運用するネットワークに情報機器等を接続しようとするものは、所定の「ネットワーク接続申請書」をセンター長に提出しなければならない。
- 2. センター長は、申請を適当と認めたとき接続の許可を与える。

(ネットワーク間接続)

- 第10条 センターの管理・運用するネットワークに他のネットワークを接続しようとする組織は、必要な技術資料を添えてセンター長に申請しなければならない。
- 2. センター長は、前条の申請を学術情報センター運営委員会において検討し、所定のネットワーク接続条件を満たしていると認めたとき、接続の許可を与えることができる。

(接続の責任)

第11条 センターの管理・運用するネットワークへの接続を認められた者あるいは組織は、ネットワーク運用に支障をきたさないように、それぞれ接続に関し責任を負う。

(接続許可の取消、停止)

第12条 前条の規程に違反した者あるいは組織に対し、センター長はネットワーク接続の許可の取消、 停止等の処置をとることができる。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。